

現 行	改 正 案
<p>5 プリペイドカード関係</p> <p><u>5-4 第三者型発行者の登録</u></p> <p>第三者型発行者の登録に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5-4-2 登録申請書の処理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 登録申請書における申請者の財産的基礎の審査に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 新設法人にあつては、開設時の貸借対照表で審査する。</p> <p>② 規則第11条の3第1号口に規定する「地域その他の範囲が限られたものと認められる場合」とは、市町村域内（政令指定都市等の大都市を除く。）を使用範囲とする場合をいう。</p>	<p>5 プリペイドカード関係</p> <p><u>5-4 第三者型発行者の登録</u></p> <p>第三者型発行者の登録に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5-4-2 登録申請書の処理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 登録申請書における申請者の財産的基礎の審査に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 新設法人にあつては、開設時の貸借対照表で審査する。</p> <p>② 規則第11条の3第1号口及び第2号並びに規則別紙様式第5号第12面（記載上の注意）に規定する「<u>地域その他の範囲が限られたものと認められる場合</u>」とは、市町村域内（政令指定都市等の大都市を除く。）を使用範囲とする場合をいう。</p>